

●地域主権改革一括法の施行に伴う条例の制定について

(仮称)市道の道路管理者が設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法の基準に関する条例

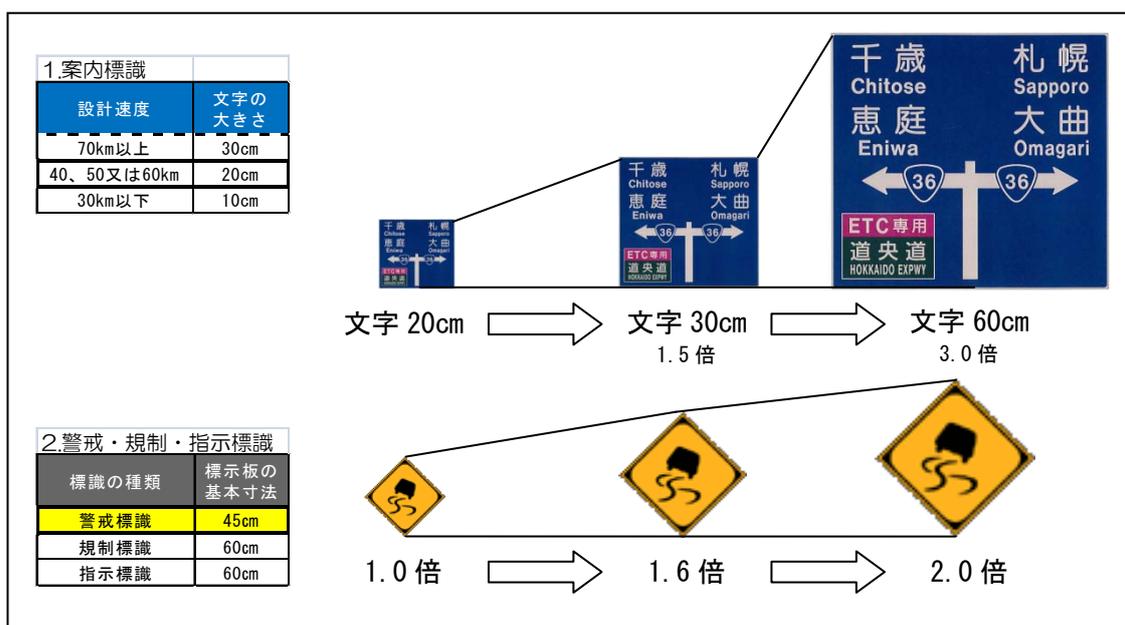
1. 条例の趣旨

平成23年5月2日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)が公布され、道路法(昭和27年法律第180号)の一部が改正されました。

これに伴い、これまで法令などで全国一律に規定されていた道路管理者が設ける道路標識の様式等に関する事項のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法及び文字の大きさに係る基準について、各地方公共団体の条例で定めることとなりました。

2. 国(政令及び省令)の基準並びに北広島市の考え方

項目	基準の内容	
	国の基準(参酌すべき基準)	市の考え方
道路標識の寸法	【別表第二】 条例の対象となる標識 ・案内標識 ・警戒標識 ・上記に附置される補助標識 (これらの道路標識の柱の部分を除く。)	国の基準どおり



3. これまでの経過及び今後のスケジュール

平成24年7月	第1回庁内検討委員会開催 第1回北広島市法令の規定により条例に委任された道路等の基準等に関する懇談会開催
平成24年8月	第2回庁内検討委員会開催
平成24年9月	第2回北広島市法令の規定により条例に委任された道路等の基準等に関する懇談会開催
平成24年10月	第3回庁内検討委員会開催
平成24年11月	パブリックコメント実施
平成24年12月～平成25年3月	パブリックコメント意見集約・反映・公表 市議会での審議 条例制定・改正
平成25年4月1日（予定）	条例施行

4. 担当

北広島市建設部都市整備課（内線748）